

税務キヤツチ・アップ

消費税関係

消費税の軽減税率制度

1はじめに

平成31年10月1日に消費税の税率が8%から10%へ引き上げられるが、それと同時に軽減税率制度が実施されることとなっている。軽減税率制度は、日々の生活において幅広い消費者が、消費・利活用しているものに係る消費税負担を軽減するとともに、買い物の都度、痛税感の緩和を実感できるとの利点があるということから、平成28年度税制改正において導入が決められた。

酒類を除く飲食料品の譲渡及び定期購読契約に基づく週2回以上発行される新聞の譲渡について軽減税率が適用されるが、飲食料品の譲渡には外食は含まれない(消法28改正法附則34①)。実施まで残り1年を切ったが、店内飲食と持ち帰りの両方を取り扱う飲食業者や小売業者などは、慎重に対応を検討しながら準備を進めているが、様々な情報が飛び交い、混乱しているようである。

2軽減税率の適用対象か否かの判定

軽減税率の対象とならない「外食」とは、飲食店業等を営む者がテーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供をいい(消法28改正法附則34①イ), レストランやフードコートでの食事の提供はこれに該当する。一方、コンビニエンスス

トアやスーパーでの持ち帰り用の容器に入れた弁当などの販売は飲食料品の譲渡なので軽減税率が適用されるが、購入した飲食料品をイートインスペースで飲食することは食事の提供に該当する(軽減通10(3))ため、イートインスペースを併設した店舗では、精算時に店内飲食か持ち帰りかを適宜の方法で相手方に意思確認するなどにより軽減税率の適用対象となるかどうかを判定(軽減通11)することとなる。例えば、大半の商品が持ち帰りであることを前提としているコンビニエンスストアでは、店内飲食をする場合に申し出るよう提示する方法でも差し支えない(「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編)」問41参照)とされている。

3適切な価格表示

平成33年3月31日までは、特例として税込価格を表示しない方法も認められている(消費税転嫁対策特措法10①)が、不特定多数の者に課税資産の譲渡等をする事業者は、消費税等を含めた価格を表示しなければならない(消法63)ので、店内飲食と持ち帰りの両方が想定される飲食料品の価格をどのように表示するかも問題となる。そこで、適切な価格表示を推進するため、消費者庁・財務省・経済産業省・中小企業庁は、「消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について(平成30年5月18日)」を公表し、店内飲食と持

ち帰りで異なる税込価格を設定する場合と、同一の税込価格を設定する場合に分け、それぞれの具体例等を示している。

店内飲食と持ち帰りで異なる税込価格を設定する場合は、両方の税込価格を併記する方法と、店内掲示等を行うことを前提にどちらか片方のみの税込価格を表示する方法があげられているが、いずれにしても価格表示が難解になり、消費者の混乱を招くおそれがある。

また、両方の税込価格を同一に設定する場合は、一の税込価格を表示すればよいので価格表示は単純になるが、軽減税率の適用対象かどうかの判定を正しく行うことができるかどうか、あるいは、持ち帰りの場合でも支払う金額が同じだとしたら消費者が負担の軽減を実感できるのか、という点に疑義が生じる。

4おわりに

消費税の納税義務者は事業者であるが、消費者が最終的に負担するものである。しかし、店内飲食と持ち帰りの両方を取り扱う事業者にとって、軽減税率の適用対象であるか否かを的確に判定し、消費者に適正に消費税を負担してもらうことは、難しい課題である。今後、さらに詳しい情報の公表も予定されている。事業者は、逐次内容を確認しながら対応を進めていく必要があるだろう。

(右山研究グループ
税理士 廣瀬 尚子)